

# 学校健康法に基づく出席停止について

幼稚園では、感染症を予防する為、感染した園児に対して、出席停止を行うことがあります。これは、学校保健法第12条(H24. 4. 1改正)に基づき、幼稚園での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図る為です。出席停止の症状の場合は、欠席扱いにはなりませんので、ご家庭でゆっくり休養してください。出席停止の期間につきましては、症状により医師に伝染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。なお、出席停止の対象になる伝染病、出席停止の手続きについては、下記の通りです。

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸症候群(SARS)	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児は3日)が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消失後2日間を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
第3種 その他の感染症	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登園可能 B型・C型:急性肺炎の急性期でない限り登園可能
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能
	伝染性紅斑	発疹(りんご病)のみで、全身状態が良ければ登園可能
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良ければ登園可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可能
	アタマジラミ	登園可能(タオル、櫛、ブラシの共有は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	登園可能(多発発疹者はプールでのビート板の共有は避ける)
	伝染性膿痂疹(とびひ)	登園可能(プール、入浴は避ける)

きりとり

浦安幼稚園 園長殿

## 治癒証明書

組 園児氏名

上記の園児は 病名 { 1、水痘 2、流行性耳下腺炎 3、風疹 4、麻疹  
5、その他( )  
発病年月日 年 月 日

治癒年月日 年 月 日  
上記の疾病は治癒しましたので、登園してもさしつかえありません。

年 月 日

医師機関名

医師名

印